

国民健康保険税・税率等改定

国民健康保険(国保)は、国民皆保険制度の最後の砦として社会保障の根幹を担っており、将来にわたる安定的な制度運営が求められている。しかしながら、急速な高齢化の進展や低所得者の増加、他の制度と比べ被保険者の年齢構成が高く医療費水準が高い、所得に占める保険税負担が重いといった構造的な課題を抱え、国保の財政は脆弱化が進んでいる。こうした問題を解決するため、平成 30 年度から新たに都道府県がともに保険者となり、財政運営の責任主体となる等の大改革が行われているところだが、今後も医療費の増加は必至であり、国保制度運営は困難な状況が続くことが見込まれる。そのため、制度運営について不断の努力を行い、国保制度を持続可能なものへとしていくことが必要である。

本市においては、令和 3 年度決算で 3 億 8 千万円の赤字財政補填である一般会計からの繰入を実施することで、収支を保っている状況下、現在、令和 5 年度の予算編成時期を迎え、保険給付に要する費用、及びその財源について積算しているところである。

【改定の要因】

1. 高齢化と社会経済情勢の影響により、被保険者数が減少している。
2. 令和 5 年度の税制改正において、課税限度額の引き上げ及び軽減判定所得の見直しが予定されている。

原則としては、これら改定要因を踏まえ、国保制度改正への適切な対応と財源不足額の確保を目的とした国保税率等の改定について検討し、国保財政の健全化を図る必要があると考える。

昨年度においては、新型コロナウイルス感染症の終息の見込みが立たない特殊な状況下であっても、「一歩でも赤字繰入の解消に向けた取組を進め、総合的な視点から検討する必要がある。」との答申を頂き、これを十分に尊重したうえで約 7,800 万円の税率等改定を行ったところである。今年度については、新型コロナウイルス感染症は引き続き終息の見込みが立たない状況ではあり、また物価が高騰している現状を踏まえつつ、引き続き法定外一般繰入の削減に向けては、不断の努力が求められていることを再確認し、国保財政健全化計画を踏まえ、短期及び中・長期的な視点から検討を進めていくものである。

【検討を要する事項について】

1. 財源不足について

《医療分》

東京都は、都内全域の令和 5 年度保険給付費に要する費用を、約 8,336 億円と見込んでいる。これに、国からの公費等を加味すると、都全体の納付金算定基礎額は約 3,472 億円となる。所得水準と被保険者数、医療費水準を加味し、さらに激変緩和措置等を反映した結果、東久留米市が都に納めるべき国民健康保険事業

費納付金（医療分）は、約 25 億 7,804 万円となった。

東久留米市の令和 5 年度の国保税収の見込み等を勘案した結果、約 6 億 3,257 万円の財源不足が見込まれる。

《後期高齢者支援金分》

東京都は、都内全域の令和 5 年度後期高齢者支援金に要する費用を、約 1,734 億円と見込んでいる。これに、国からの公費等を加味すると、都全体の納付金算定基礎額は約 1,009 億円となる。所得水準と被保険者数を加味し、激変緩和措置や都の独自公費等を反映した結果、東久留米市が都に納めるべき国民健康保険事業費納付金（後期高齢者支援金分）は、約 8 億 5,205 万円となった。

東久留米市の令和 5 年度の国保税収の見込み等を勘案した結果、約 1 億 2,016 万円の財源不足が見込まれる。

《介護納付金分》

東京都は、都内全域の令和 5 年度介護納付金に要する費用を、約 706 億円と見込んでいる。これに、国からの公費等を加味すると、都全体の納付金算定基礎額は約 399 億円となる。所得水準と被保険者数を加味し、激変緩和措置や都の独自公費等を反映した結果、東久留米市が都に納めるべき国民健康保険事業費納付金（介護納付金分）は、約 3 億 3,270 万円となった。

東久留米市の令和 5 年度の国保税収の見込み等を勘案した結果、約 4,535 万円の財源不足が見込まれる。

参考資料：別添 1 「令和 5 年度財源不足額の見込み」

2. 令和 5 年度税制改正等について

①国保税課税限度額の引き上げ

課税限度額は、令和5年度から後期高齢者支援金分を22万円に引き上げ、世帯の課税限度額は104万円となる予定である。

②軽減判定所得の見直し

低所得者に対する国民健康保険税の軽減措置の対象となる世帯の軽減判定所得について、物価上昇の影響を踏まえ、所要の見直しを行う予定である。

具体的には、5割軽減において、被保険者一人あたりの加算額を28.5万円から29万円に見直し、2割軽減では被保険者一人あたりの加算額を52万円から53.5万円に見直す。

参考資料：別添 2 「令和5年度税制改正等に伴う影響試算」

【検討事項を踏まえての提案】

令和5年度は「国民健康保険事業費納付金（医療分・後期支援分・介護分）」の支払いに要する費用の不足額が約7億9,800万円と見込まれる。この不足額からインセンティブ獲得見込の約1億9,400万円を控除し、結果、不足額約6億400万円について検討を行った。

財源不足額については、国保税で賦課することが本来であるが、そのすべてを賦課すると加入者に対し多大な負担になることから、例年、社会経済情勢を鑑みながら引き上げ幅の抑制策などを取り入れて対応している。

一方、国民健康保険は、被保険者の支え合いによる相互扶助の理念に基づいた制度であり、国保財政の独立採算制を確保するため、国や都においては「決算補填等目的の法定外一般会計繰入」は、解消・削減すべき赤字と定義し、保険者は赤字繰入の解消に努めることが求められている。これを踏まえ、国保事業運営基金等を活用しながら、国保財政の見通しや社会情勢等も鑑みつつ、決算補填等目的の法定外一般会計繰入について、国保財政健全化計画を定め、毎年度計画的に削減していくこととしている。

昨年度、コロナ禍といった特殊な状況下においても、厳しい財政状況であることに変わりはなく、一般会計からの繰入金を増加させることは、一般会計で予定する事業等に影響を及ぼすこととなることから、赤字繰入の解消に向けた取り組みを進めるため税率等改定を実施した経過がある。

しかしながら、今年度において、新型コロナウイルス感染は終息がまだ見通せない状況にあることに加え、ウクライナ情勢の長期化などによる、原材料価格や燃料費の高騰による物価上昇といった新たな市民生活に影響を及ぼす特殊要因が生じている。このような状況を鑑みすることは、令和5年度の税率等改定においては不可避である。

こうした状況を勘案した結果、令和5年度税率等改定については、地方税法等の改正に合わせた課税限度額の引き上げと軽減判定所得の見直しを含み、医療分・後期支援分・介護分を合わせて約380万円の改定を行ったうえで、その他一般会計繰入金（赤字繰入）のうち、国保事業費納付金の財源補てんに約4億5,520万円、また、国民健康保険事業運営基金から1億4,500万円を投入するなどにより対応する改定案を提案する。（次ページ表中太枠線内「制度改正等」）

将来に渡る制度維持のためには、保健事業による医療費の適正化、収納率の向上対策の取り組みを実施していくとともに、税率等改定は避けられず、今後も、赤字繰入の解消に向けた取り組みを進め、短期・中長期双方向の総合的な視点から検討をしていく考えである。

*国保税改定による一人あたり引き上げ額等（現状での概算）

税 改 定 額	そ の 他 繰 入 金	一人あたりの引き上げ額
改定なし	6億1185万円	
制度改正等	5億8933万8千円	139円
約1億円	4億8103万2千円	3,976円
約1億2600万円	4億5937万2千円	4,708円
都標準保険料率		33,690円

これにより1人あたり年平均約139円の増額が見込まれる。

なお、今回の国保税率等の改定案に基づく一般会計からの赤字繰入額（その他一般会計繰入金）は、保険税抑制分として約4億5,500万円、解消・削減すべき赤字以外の赤字分として約1億3,400万円の計約5億8,900万円であり、前年度と比較して約3,700万円の減となっている。

参考資料：別添3「令和5年度国保税改定試算表」

別添4「令和5年度国保税所得階層別試算表」

別添5「国保税額計算例」

国保は、加入者に高齢者が多いことや低所得層が多いことなど構造的な課題を抱え、財政運営は大変厳しい状況にあり、今後も、被保険者の高齢化の進展や医療技術の進歩等により医療費の増加が見込まれる。

については、検討事項を踏まえた案を以って実施するとともに、決算補填等目的の法定外一般繰入の削減については、国保財政健全化計画の推進に十分留意した上で、令和5年度に限った取組を進めつつ、将来にわたり国民健康保険制度を維持し、加入者の健康の保持・増進に寄与できるよう、国の動向も注視しながら、財政運営の責任主体である東京都と共に安定的な事業運営を進めていきたい。

また、被保険者の国保税への負担感に配慮しつつ、広報や窓口対応等において、複雑な国保制度の仕組みについて丁寧な説明を重ね、理解が得られるように努めていく。

福祉保健部保険年金課
令和5年1月19日